

平成27年第4回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月25日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 斉 書記 北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村 良隆
教育長	玉井 喜廣	会計管理者	蓮本 直樹
総務課長	中村 俊幸	政策推進課長	森川 克己
税務住民課長	橋本 清考	環境安全課長	深水 滋
教育委員会 事務局 上中病院 事務長心得	木下 忠幸	福祉課長	小堀 勝弘
建設課長	西川 英之	健康課長	高橋 久直
産業課長	谷口 壽	水道課長	北野 美喜雄
観光交流課長	森下 精彦	パレオ文化 課長心得	飛永 恭子
	泉原 功	歴史文化課長	永江 寿夫

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1号 平成26年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算
の認定について

- 日程第 3 認定第 2 号 平成 26 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 47 号 若狭町梅育の推進に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 48 号 若狭町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 49 号 若狭町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 50 号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業実施計画の策定について
- 日程第 8 議案第 51 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 9 議案第 52 号 平成 27 年度若狭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 53 号 平成 27 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 54 号 平成 27 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 55 号 平成 27 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 56 号 平成 27 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 57 号 平成 27 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 58 号 平成 27 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 59 号 平成 27 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 60 号 平成 27 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 61 号 平成 27 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 62 号 平成 27 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 63 号 平成 27 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 64 号 町道路線の廃止について
- 日程第 22 請願第 6 号 TPP 交渉に関する請願

- 日程第 2 3 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第 2 4 発委第 3 号 若狭町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 2 5 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 2 6 議員の派遣について
- 追加日程第 1 発委第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

(午前 11 時 15 分 開会)

○議長 (清水利一君)

ただいまの出席議員数は 15 名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第 1 会議録署名議員の指名について～

○議長 (清水利一君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、14 番、小堀信昭君、15 番、小林和弘君を指名します。

～日程第 2 認定第 1 号及び日程第 3 認定第 2 号～

○議長 (清水利一君)

日程第 2、認定第 1 号「平成 26 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第 3、認定第 2 号「平成 26 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」の 2 件を一括議題とします。

「認定第 1 号」及び「認定第 2 号」は、去る 9 月 4 日に予算決算常任委員会に審査を付託し、その審査報告書が提出されました。

委員長より審査報告を求めます。予算決算常任委員会委員長、原田進男君。

○予算決算常任委員会委員長 (原田進男君)

予算決算常任委員会の「決算審査」の報告をいたします。

去る 9 月 4 日、平成 27 年第 4 回若狭町議会定例会において予算決算常任委員会に付託されました議案は、認定第 1 号「平成 26 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 2 号「平成 26 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」の 2 件であります。

これら 2 件の議案審議のため、9 月 10 日、委員 13 名 (1 名欠席)、11 日、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「平成26年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」であります。一般会計決算額は歳入総額112億1,373万9,000円で、自主財源の主なものは、町税18億8,075万6,000円、繰入金7億382万円となっており、依存財源の主なものは、地方交付税41億4,916万6,000円、県支出金11億9,412万4,000円、町債5億9,200万円となっており、財源の65%近くが地方交付税等の依存財となっている。

歳出総額は108億6,944万9,000円の主なものは、議会費1億724万5,000円、総務費16億8,281万6,000円、民生費23億9,923万3,000円、衛生費10億7,915万9,000円、農林水産費10億6,680万7,000円、土木費12億5,445万1,000円、教育費7億9,936万6,000円、災害復旧費3億955万3,000円、公債費13億4,095万6,000円などとなっており、平成26年度の財政収支状況は、歳入歳出差引額3億4,429万円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源として1,325万8,000円があり、これを差し引いた実質収支は3億3,103万2,000円で、実質単年度収支では2億7,660万5,000円のマイナスとなりました。

また、特別会計及び一部事務組合の起債償還経費も考慮した実質公債費比率が14.9%、財政力指数0.349、経常収支比率は92.4%となっております。

次に、特別会計であります。11会計の歳入総額は54億9,719万4,000円に対し、歳出総額は52億3,217万9,000円で、歳入歳出差引額は2億6,501万5,000円が次年度へ繰り越されます。

次に、一般会計及び特別会計の審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連一般会計では、

問、監査委員の報告でもあったが、基金の取り崩しが最近多いと思う。将来的には基金が一番頼りになるものである。会社など、経営では留保資金を貯めるというのは、何かあったときに出すというのが留保資金である。基金を余りにも取り崩すのはいかなものかと思う。

答、私見になるかもしれないが、財政調整基金というのは財政を調整するための基金。苦しいときには崩し、余裕のあるときは積んで調整するので上下はするが、委員から言われるようにある程度は残しておかないと何かあったときに困る。最低5億円くらいは残しておく基金。その下からは目的基金となっており、利息を運用していろいろな事業を行う基金と、目的に応じて積んで崩してゼロにしてというような基金がある。基金は多いほうが良いということであるが、近年は経常的経費が落ちない。これは私見である

が、一部事務組合に出すお金が若狭町は多い。消防が2つ、病院への繰り出しも多い。レイクヒルズ美方病院も赤字であるので、そちらに出すお金が多い。旅費などで10万円絞っても、何千万という単位の請求が来る。一部事務組合へ出すお金をどう減らすかがこれからの課題。

政策推進課関連一般会計では、

問、決算の次世代定住促進事業。この結果、若狭町を見に来ようなどの効果はどのようなものがあるのか。

答、実際に見に来ようという方も実績としてある。そちらの方については旅費の一部を助成させていただくという制度があり、移住につなげていきたいと考えている。

問、婚活イベントの結果はどうか。

答、平成26年11月20日には中央公民館で、11月27日、12月9日には美浜町のなびあす、美浜町のはあとびあで美浜町と共同で開催している。この取り組みについては、男性の方の魅力アップセミナーで延べ47名の方が参加していただいている。男性として女性に接するときにはどのようなやり方があるのか、対応の仕方があるのかななどのセミナーを開催している。なおかつ、結婚支援者、御父兄の方対象にセミナーも併せて開催していただいている。婚活パーティーということで12月14日に水月花で男性17名、女性14名、合わせて31名の参加をいただいてカウンセラーの方のお話も交えながら意見交換会ということで事業の実施をさせていただいた。

問、上中のアイセック・ジャパンだが、見たところ看板もあるのかないかわからないが、その後の企業の状況、採用状況等がわかったら教えてほしい。

答、職員の方については新規雇用があったので、それに対する補助金も合わせて9月補正で計上させていただいたので、そのとき（補正予算の委員会時）に説明をさせていただく。新たな雇用も生まれている状況。

問、空き家バンクの件。他の市町の場合、空き家バンクに登録時に登録料を徴収されているところもある。当町の場合、登録料を徴収すると登録しないという可能性も出てくると思われるが、行政がしているかわからないが、例えば成約した場合、賃貸・売買が完了した場合に管理者や持ち主の方から1%でも手数料的なものを頂くということは町としてどうか。検討していく必要があると思うが。

答、法的な部分があるので研究し勉強させていただく。

土地開発事業特別会計では、

問、上瀬住宅団地は7区画、今年度2区画、全部で9区画が売れたということか。

答、はい、そのとおり。現在、契約済み、売却済みが9件。

観光交流関連一般会計では、

問、おもてなし観光づくり支援事業。10団体とはどのような団体で補助金の額はいくらか。

答、主なもので、若狭東商工会に舞若道開通記念の記念シール。各事業所が商品に貼るシールに13万4,000円、熊川宿観光組合に熊川宿内の商店で使う袋のデザイン開発に10万円。若狭町女性の会、三方民宿組合協議会、あそぼーや、世久見観光組合などに支出している。

問、おもてなし観光地づくり支援事業。観光事業者が自ら取り組む「観光商品開発」とあるが、開発された商品の中でヒット商品はないと思うが、その開発状態のことと、負担金・補助金で100万円以上の負担金が多数ある。地域間交流活性化イベント事業補助金は何の補助金か。

答、おもてなし観光地づくり支援事業の「観光商品開発」は、特産品等を想定している。エコ・ファームに直接の商品ではないが、ラベル開発をするときに支援をしている。直接、この事業を使いヒット商品ということにはなっていないのが現状。地域間交流活性化イベント事業は若祭実施に係る補助金。50万円を実行委員会に補助している。

環境安全課関連一般会計では、

問、決算書の清掃総務費。三方地区は2億7,300万円とあったが、上中地区はいくらか。

答、上中地区は小浜市へ委託しており、し尿処理と可燃と合わせて8,083万1,000円。

問、決算書の一般廃棄物処理施設運営事業のクリーンセンター。この費用は水質検査等ということだが、2,258万円の中にここで働いている方の人件費も入っているのか。全ての業務がこの中に計上されているのか。

答、一般廃棄物処理事務の委託の中で行っている。一部、受付等にシルバー人材センターにお願いしているので、その分は出ている。

町営住宅関係では、

問、決算書の使用料及び手数料の中のサン・コーポラス瓜生過年度駐車場使用料の2,000円。このぐらい早急に納付させられないのか。

答、決算時期が5月末なので収入が遅れると、年度をまたぐ分として上がってくる。

問、決算書の収入未済額の3,493万3,793円。処理努力はどのようにしているのか。

答、納入が滞っている方への対応は、Cネットが管理人であるのでお願いしている。

それと環境安全課職員も訪問。また、税、CATVなど料金の滞納もあるので、担当課と連携をとり、滞納者と話をし分納等の収納計画を立てていただく。それに基づいて請求し納入いただいている状況。

問、以前の説明で集合住宅の未納があればCネットが立て替えるということで町に納める。Cネットは滞納者に対し独自で収納努力をしているという説明であったと思う。このように未納が出てくるというのは、おかしいと思うがどうか。

答、現年度分に金額がかかっている。現年度分の未納が遅れているというものが含まれている。それについては収納を予定されている。集合住宅の9件の未納は1年間徴収をし、最終的にはCネットに全額支払っていただく。

問、決算書の天徳寺住宅の補助金問題。補償の算定の仕方はどのように計算するのか。

答、町がエコ住宅を造成するということ、老朽化に伴い取り壊すということの町の都合なので、代替住宅を用意して引っ越していただいた。引っ越しにかかる経費を補助金で計算している。引っ越しの運送料は家屋の面積に応じて、どのくらいの大きさの車両が必要などを積み上げて引っ越し費用を計算している。

税務住民課関連一般会計では、

問、決算書固定資産評価基図統合整備事業委託の航空写真。これは毎年撮影しているのか。

答、経費がかかるので、5年から7年置きに撮影している。

問、決算書固定資産評価基図統合整備事業委託の航空写真。この額は写真代だけか。例えば地籍図を書き換えたりなどの利用はされていないのか。

答、基本的には税の状況、建物の状況を確認するもの。その他道路全般、上下水道の関門等いろいろな方面で利用している。

問、決算書住基ネットワークシステム保守委託。今年からマイナンバー制度になるが、この金額等は変わるのか。

答、直接的にはシステムに関連しない。住民票には、今年の10月から表示するので、そのような部分については加算される。

問、固定資産税基準年度評価替業務委託とは委員に支払われる委託料か。

答、評価については不動産鑑定協会があり、若狭町にもそこに入られている鑑定士がおられる。その方に委託して評価をいただいている。

建設課関連一般会計では、

問、決算書急傾斜地崩壊対策事業。遊子の2カ所はお寺の上か。

答、はい、そのとおり。

問、頑張っていて不用額を残しているが、決算書農業振興費。予算額に対し約1割である約1,000万円を残している。悪いとは言わないが、さらなる振興のためにまだできるのではないか。

答、御指摘の農業振興費は産業課担当。建設課にも不用額はある。災害の場合、この場所にはこの額という予算がつく。その予算が余ったから、ほかを直すなどは国庫金の場合にはできない。

問、町道、集落道の除雪路線は1種、2種などのランクがあると思うが、それはいつごろ決めたのか。使用しているのか。

答、旧上中町、旧三方町、それぞれ除雪路線が決まっていた。1種、2種の考え方は、除雪するのに1種が先で2種が後ということではない。同じ除雪ライン。積雪が50センチ以上もしくは1メートル以上、雪害対策本部、警戒本部が設置されれば、まず幹線道路を除雪しなければならないということで、町で幹線道路を決めている。それが1種。まずそこを除雪している。

問、集落整備基盤事業は27年度からか。

答、農村総合整備事業のことだと思うが、平成27年度から5カ年計画になっている。産業課関連一般会計では、

問、決算書の畜産業費。どのような事業に対する費用か。

答、畜産をされている周囲のハエ対策。ハエ防除の薬品代。薬品を配布し防除してもらうことをしている。牛のウイルスに関する予防接種事業。

問、決算書造林費。約1,500万円の予算計上して3分の1が不用額になっている。当初予算計上時の予算組みが駄目であったのか、事業予定していたがしなかったのか、どちらか。

答、決算書節負担金、補助金及び交付金で不用額389万3,000円がある。御指摘のとおり事業ができず、事業そのものが執行できなかった。

問、決算書のわかさから元気な地産外消事業。具体的に誰がどのようにして、どのように展開をして成果があったのか。

答、出向宣伝販売として、姉妹都市を中心に若狭町の特産品を物販。主にイベントに参加し特産を知っていただく。高槻市8回、吹田市11回、嶺北地方4回、嶺南地方2回の年間25回。特産・観光のPRをしている。効果として数値的には具体的にはわからない。県外の姉妹都市を中心に活動している。また、この中に若狭町の梅振興連絡協議会への負担金200万円が含まれている。

簡易水道事業特別会計では、

問、三十三地区では大きな工事をしたが、隣に大きな河川があるが、その川の裏を通す方法はできないのか。

答、河川の堤防、断面の中に管を入れることは許可は下りない。堤防を掘ると決壊しやすくなるのでできない。護岸部分は掘らしていただけないのが現状。

漁業集落排水処理事業特別会計では、

問、毎年そうだが、漁集は未収金がゼロ。

答、漁集の未収金がゼロというのは、その年にかかった費用を集落に請求する。集落で集金されて納付されるので常に未収金はゼロとなる。個人で納めていただく分はない。

水道事業会計では、

問、有収水1立方メートル費用が20円上がる。これは5年とかそんなに先ではなく、近々、単価にはね返ってくるのか。

答、会計上は減価償却費を積まなければならないことになっているが、減価償却費の増、直接のキャッシュフローには影響しない。

教育委員会関連一般会計では、

問、ナイター使用料はいくらか。

答、三方農村広場が18万1,150円。上中農村運動公園が36万5,050円。

問、社会教育総務費の食糧費13万6,076円。これは何の分か。

答、公民館費の食料は児童クラブの食糧費。社会教育総務費の食糧費の内訳は吹田市との児童交歓会等の食糧費。

問、通学路の安全確保の事業はどこか。

答、通学関係について交通安全対策の委員会がある。組織は町内では教育委員会、環境安全課、建設課、外部では小浜・敦賀警察署、小浜土木国交省、学校・地元から要望を受けガードレール等や危険箇所を教育委員会で把握し、それぞれの問題点、課題を上げて担当部局へ要望していく組織を平成26年から立ち上げて整理をしている。

問、なぜ児童クラブは社会教育や公民館に入るのか。

答、放課後児童クラブの活動として公民館の中で計上。

健康課関連一般会計では、

問、高齢者予防接種事業。高齢者50.1%ということは半分ぐらいの方が受けられている。高齢者が肺炎になる確率が高いとのことで新しく加わったと思うが、対象者1,076人に案内されているのか。

答、案内は対象者全員に通知している。対象者は65歳から5歳刻みの高齢者、60歳以上65歳未満の特定疾患を有する者。

問、妊婦・乳幼児健康診査事業。1カ月児と10カ月児の受診率は9割であるが、4カ月児は99.1%とほぼ100%に近い。乳児は生まれて4カ月ぐらいは危ないからよく見ないといけない。その後は少し安心するから行かないということか。それとも、このときだけ来られなかったということか。

答、この9割という数字は今年度の対象でありながら、健診受診の期間が次年度にずれ込むということがあり、全体の数字としては大体の方が受けられている。年度をまたいで受診となると、このような数字になる。

介護保険特別会計では、

問、施設での介護度が3以上でないと入れないということでだんだんと厳しくなっている。どうしても、費用のかかる方を入れようとしているから費用は上がっていく。しかし、今までは7%であったのが2.3%になったというのは大きな問題ではないか。私は受け入れキャパをつくっていないので、それが一番大きな原因であると思っている。

答、確かに一つの施設ができると月1人当たり30万円程度の費用がかかる。単純に1人増えるとなると年間360万円、10人で3,600万円。当然、施設が増えれば額が上がっていく。居宅の場合は月10万円程度なので、できるだけ施設等に入所せずに在宅での介護に力を入れていかなければならないと考える。

問、介護予防事業というものは、サロン以外で認知症になるかもしれない方に、ならないように指導するのか。どのようなことか。

答、65歳到達者のチェックリストを作成、サロンのリーダー研修会、サロンは各集落ごとにあり、要請に応じて指導を行っている。健康教室は上中地域で38回、延べ299人の方、三方地域では48回、延べ531人の方が受けられている。ケアメンクラブ、男性の方が女性の方を介護する活動も実施している。あと、もの忘れ相談も行っている。

問、介護保険料が上がったが、住民から苦情は出ていないのか。

答、当然、苦情の電話はある。電話での苦情は多いが、その都度、理由を親切丁寧に説明して納得していただいている。苦情に対しては誠心誠意、対応している。

福祉課関連一般会計では、

問、広域入所委託事業。委託先に岐阜県高山市と飛騨市とあったが、県域を越えた委託であるが、高山市、飛騨市から若狭町に来ているのか。それとも若狭町から行っているのか。

答、高山市と飛騨市に1人ずつおられる。里帰り出産で向こうの保育所に通所。その都度、契約し支払っている。

国民健康保険特別会計では、

問、国民健康保険税の未済額が約2,400万円で約5%を超える額。このうち約1,900万円が過年分。今後、都道府県化になると処理はどうなるのか。

答、徴収については各市町がするので、各町努力をしなければならない。後期高齢者医療特別会計のような形になる。

パレオ文化課関連一般会計では、

問、図書購入費、約445万円とある。5,000万円を使いながら1割も本を購入していない。管理費が高いと思う。管理費を始末し、余れば本を購入するように。総額の割に中の宝物を購入する額が少な過ぎる。

答、図書館費約5,000万円の中で人件費が大きい。本当の図書館運営費としては890万円。その内訳は図書購入費とシステムぐらいで、そんなにかかっているのが実情。図書購入については経費を抑えてきている中で、どのような本がよいのかという工夫をしながら住民の方に喜んでいただけるようにしている。また、今ある本をいかに活用していただけるかというのを職員で考えてアピールすることをしている。

歴史文化課関連一般会計では、

問、文化財保護費の委託料の中に松くい虫防除委託。どこの分か。

答、岩屋の県指定「円成寺みかえりの松」の分。天然記念物である。

問、県指定、国指定の文化財になると補助を出すということだが、それは全てか。希望があればか。

答、希望も聞いているし、とりわけ大切なものと若狭町が判断したものをお世話いただいている。

以上、審査の経過と概要を申し上げましたが、審査の結果、まず認定第1号「平成26年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。討論、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号「平成26年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」であります。まず、水道事業会計では、収益的収入は1億6,709万円、収益的支出は1億3,942万9,000円で、差引当年度純利益は2,766万1,000円となっています。

工業用水道会計は、総収益は給水収益2,532万8,000円を主とする4,125万9,000円であり、総費用は3,724万3,000円で、差引当年度純利益は401万6,000円であります。

上中病院事業会計では、収益的収支の状況は総収益6億8,062万9,000円に

対し、総費用7億2,443万5,000円となり、当年度は4,380万6,000円の純損失となっています。

また、資本的収支においては、上中病院新館改修工事等設計業務、医療機器更新等の建設改良費7,707万2,000円、企業債の償還に1,970万6,000円の支出となり、収支不足額5,628万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填しています。

以上、審査の経過と概要を申し上げましたが、審査の結果、認定第2号「平成26年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」は、討論はなく、採決の結果、全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の決算審査報告を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（清水利一君）

以上で委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第1号「平成26年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第1号「平成26年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水利一君）

起立多数です。したがって、認定第1号「平成26年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「平成26年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第2号「平成26年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、認定第2号「平成26年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

～日程第4 議案第47号から日程第23 陳情第1号～

○議長(清水利一君)

日程第4、議案第47号「若狭町梅育の推進に関する条例の制定について」から日程第23、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」までの20議案を一括議題とします。

この20議案については、去る9月4日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。それぞれの常任委員長から審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、島津秀樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長(島津秀樹君)

それでは、総務産業建設常任委員長の報告を申し上げます。

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月4日、平成27年第4回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案6件及び請願1件、陳情1件であり、6月からの継続審査になっている請願1件であります。

9月14日午前9時より、付託議案審査のため、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

議案第47号「若狭町梅育の推進に関する条例の制定」は、将来における梅産業の発展及び梅の消費拡大並びに町民の健康増進を図ることを目的として、梅の生産者、加工・販売業者、教育関係者、料飲関係者、一般家庭、一般企業、そして行政が、梅育を推進するための条例を制定するために議会の議決を必要とするものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、ある地元の大型量販店には和歌山県産の商品が多く、また京都、滋賀のお客さんが多い。他県のお客さんに地元の梅商品を広めていくためにも、店舗で地元の商品を扱ってもらうように行政から働きかけはしているのか。

答、現在は行っていない。今後どのような地産地消を図っていくか検討する中で、働きかけは必要だと思う。

問、地元の仕出し弁当ですら大きい梅干しは使っていない。また酸っぱい梅干しを子供は食べない。若狭町の特徴ある商品の開発が必要でないか。梅酒に関しては、乾杯に使っているところが多くなってきている。

答、梅離れは、子供だけでなく全世代で進んでおり、まず地元での消費拡大が大事。また、新しい商品開発も必要だと考える。

問、条例第3条の町の役割の中に、梅酒で乾杯するなどの条例を加えられないか。

答、条例第3条の中に含まれるということで、やっていきたい。

問、生産者間において、価格やサービスの差が相当出ているが、チェックし指導していくようにしたほうがよいのでは。

答、生産者とコンタクトをとっていく。

問、和歌山では、教育機関が絡んで梅の研究を行い、医療に活かそうと取り組んでいる。教育関係にアプローチすることに対しどのような考えを持っているのか。また、梅は体によいので医療関係者とも連携をとってほしい。

答、美方高校、若狭東高校、かみなか農楽舎、わかさ東商工会と町が協定を結ぶ。脳卒中に効果がある等検証されているので、検討していく。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」は、マイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報の保護に関する規定を整備する改正をマイナンバー法の段階的施行に併せて行う必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、情報が漏れた場合は誰が責任を持つのか。マイナンバー法は不信感の高い法律だ

が、それを町では認めなければならないのか。

答、どこから漏れたかで責任の所在は変わらと思う。機構が設置され、そこが扱う。今は明確な回答ができない。マイナンバー法は国でもいろいろ議論されている。不明確な部分が多いが申し訳ない。

問、個人番号カードは希望者だけに交付されるのか。

答、マイナンバーを記載した通知カードは全ての人に配付されるが、個人番号カードは申請した人だけに交付される。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」は、マイナンバー法の施行に伴い、10月より配付される通知カード、平成28年1月以降、申請者に交付される個人番号カードの再発行に係る手数料、また、上中のPLANT店舗内等、嶺南数カ所にある自動交付機の廃止に伴う交付手数料の規定の削除等、条例改正の必要があるので、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、通知カードの再交付費用の500円と個人番号カードの再交付手数料800円は全国統一のものか。

答、県下17市町全て同額である。しかし丹南地域の2市3町は、通知カードの再発行については年内は無料である。

問、住基カードを所有している場合どうなるのか。また確定申告はどうなるのか。

答、個人番号カードが交付されたときに住基カードと交換となる。確定申告には、住基カードの電子証明書の情報を個人番号カードに無償で配付する。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業実施計画の策定について」は、気山地区の一部美浜町にまたがる地域18.7ヘクタールは、久々子湖の水位上昇による圃場への塩害をたびたび受けることがあり、農業基盤の整備を進めることにより、農用地利用の高度化及び農業経営の安定を図るため農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を施行するため、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、圃場のかさ上げは護岸ぐらいの高さになるのか。

答、大体、そのくらいになる。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、海山にある屋内ゲートボール場の屋根部分の老朽化が激しく、雨漏りが起こるなど利用に不便を来しているため、屋根部分を改修し、一部屋上緑化を行うことに関し、辺地対策事業債の発行及び措置がなされるための公共的施設の総合整備計画を策定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、ゲートボール人口は減ってきているのではないかと。屋内ゲートボール場の稼働率はどのくらいか。

答、昨年度の利用人数は、約1万人利用されている。

問、売り上げはどのくらいか。

答、約200万円程度入っている。

質疑を終わり、次に主な討論では、

反対討論

○予算組みをするときに、年間売り上げが約200万円ある中で、100万円程度指定管理者が支払うなどの工夫がされなかったことに対し、残念であり反対する。ヒートアイランド対策で屋上緑化のために開発された商品であり、今回は使い方、PRの仕方が違うと思う。

賛成討論

○福井国体が3年後に迫る中で、苦心して確保した辺地債であり、80%交付税算入されることから賛成である。老朽化して雨漏りがあり、これ以上ひどくならないうちに改修をお願いしたい。辺地債の利用で財政を圧迫することなく整備をしていくとの思いであり賛成する。

以上の討論があり、採決の結果、賛成3名、反対3名の同数となりましたが、委員長は賛成し、本案は賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号「町道路線の廃止について」は、若狭町三宅地係の住宅分譲地内を走る町道3523号を分譲地の廃止に伴い、町道路線を廃止することについて議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、町に払い下げた場所は別途利用するということか。

答、所有会社が別途利用する。レストランがあり大型自動車が停められないので、駐

車場に戻すと聞いている。町に対する清算はできていて問題ない。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号「TPP交渉に関する請願」について、紹介議員である北原議員より請願内容及び理由の説明を聞き、質疑を求めました。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、日本の農業は相当苦しいが、農業政策も無駄が多いように思う。交渉に入らざるを得ないのではないか。

答、コメが余っているのに輸入しなくてはいけない。農政は十分冷酷な状況である。

問、日本は輸出で財政を保っていると思う。妥協すべきところは妥協すべき。

答、日本が輸出したいのは工業製品である。そのために農林水産業が潰れてもいいという政策であると思う。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本案は賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」であります。自治労福井県本部より、意見書採択の依頼がありました。質疑は省略し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本案は、委員全員の賛成をもって採択すべきものと決しました。

次に、6月議会で継続審査になっている請願第4号「高浜原発3・4号機の安全対策と避難計画に関する町民説明会を求める請願」につきましては、紹介者の北原議員から補足説明があり、各委員より意見が出され、委員全員により、次回の会期まで継続審査すべきものと決しました。

以上をもって、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（清水利一君）

予算決算常任委員会委員長、原田進男君。

○予算決算常任委員会委員長（原田進男君）

予算決算常任委員会の補正予算審査の報告をいたします。

去る9月4日、平成27年度第4回若狭町議会定例会において、予算決算常任委員会に付託されました議案は、議案第52号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」から議案第63号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第1号）」までの12議案であります。

これらの議案審査のため、9月16日、委員全員の出席のもと、議案説明者として森

下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第52号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,325万6,000円を追加し、予算の総額を106億8,820万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、若狭瓜割エコビレッジ推進事業に720万円、次世代就農リーダー育成事業に500万円、財政調整基金の積立金に1億6,600万円、一般諸費事業に950万円など、合わせて2億101万1,000円が計上されています。

民生費では、ふれあい保育事業に291万9,000円、明倫保育所改修事業に2,125万9,000円など、合わせて2,781万5,000円が計上されています。

衛生費では、高齢者予防接種事業に176万8,000円、一般廃棄物処理施設運営事業に165万円など、合わせて342万9,000円が計上されています。

労働費では、シルバー人材センター事業費に66万円を計上。

農林水産業費では、農業費で若狭町梅振興ビジョン推進事業に4,000万円、水田園芸促進補助事業で2,294万3,000円が計上されたほか、農地集積集約化対策事業に1億5,050万円などが計上されています。林業費では、森林整備加速化・林業再生事業に611万円、林道維持費に500万円などが計上されています。水産業費では、水産振興対策事業に1,000万円が計上されています。その結果、農林水産業費で2億422万7,000円の増額となっております。

商工費では、企業誘致促進事業、地域振興商品券事業費に2,334万8,000円が計上されています。

土木費では、除雪対策事業に6,979万9,000円、道路維持修繕事業に1,560万円、みんなでつくる原材料支給事業に450万円など、合わせて9,389万9,000円が計上されています。

教育費では、給食センター費に540万円、学校施設老朽化対策先導事業に283万円、公民館総務事業に440万円など、合わせて1,746万7,000円が計上されています。

災害復旧費では、林業施設災害復旧費に280万円が計上されています。

これらの財源補正の主なものとして、普通交付税が1億3,491万8,000円、繰越金が2億3,103万1,000円の増額、このほか、国庫支出金が1,334万1,000円、県支出金が1億8,662万7,000円、基金繰入金が1,950万

円であります。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

政策推進課関連では、

問、地域の拠点づくり推進事業。若狭ものづくり美学舎の受講生は延べ140人との説明があったが、若狭町全体を見ているのか。ここに入るのに受講料等にかかるのか。

答、ものづくり美学舎に通われている方の範囲は嶺南地区。そのうち、町内の方が105名、町外の方が34名で、合計139名という内訳。テキスト代等、材料については実費徴収され各コースに応じた負担がある。

問、小型水力発電とあるが、落差が10から12メートルと記載されているが、どこから水を持ってきてどのようにするのか。水車で利用後に水はどこへ流れていくのか。

答、天徳寺は水が大変豊富にあるので、水路を活用し水車を回し、もとの水路に戻す。

問、もともと、水車部分に川があり水車使用時に水利権はどうなっているのか。

答、三宅土地改良区と協議して進める。

問、町企業振興助成金。高槻電器工業には県からも直に助成金は出ているのか。

答、新規に整備をされたということで助成金は出ている。

問、最初、この基金を積み立ててつくられて、これでやっていけると思っていたのが、平成25年度に企業振興基金がゼロになった。いよいよ、今回が債務負担行為で1億円の分割5年払いとする。まだ5社残っており、6億円を支払っていかなければならない。過去から計算すると合計13億円。この回収には、固定資産税や町民法人税があるが、町民法人税については浮き沈みがある。難しいことではあるが、雇用も含め回収できるという見込みは。

答、経過を説明する。企業助成金を始めたときは嶺南一円で企業誘致を頑張ってしようということでこのような条例を制定した。当時は敦賀3・4号機の話があり交付金を基金に積み企業の誘致を推進したが、その後、敦賀3・4号機が難しいということになり嶺南連携枠の交付金で今日まで来た。AGC、セイコーと企業進出が急に進み、今6億9,000万円ある。このうち約1億円は嶺南連携枠の交付金で充てられると思っている。あと5億円ぐらい支出しないといけないのが現状。

問、それを回収できる見込みは。

答、3カ年減免があるので、4年目から入ってくる。昨年、仮に、計算をしたら、大体10年すると回収できると予想した。

問、空き家対策活用事業。空き家が倒壊または倒壊寸前になっているところがたくさんある。ある場所では壊れてシロアリが発生しており、風で飛ばないように屋根から網

をかぶせ、周りをとめて対応しているような集落もある。環境から考えると、このまま放置しておくわけにはいかない。空き家活用は前向きな話でよいが、実態を把握しているのか。

答、倒壊寸前の建物については区長等を通じ情報を得ている。地元で対応していただいているところもある。今回の特措法の中で条例制定等も必要になるが、指導、勧告等も可能になると聞いている。条例制定も含め検討を進めながら区長とも相談させていただく。

環境安全課関連では、

問、今後、町営住宅の10年期限で退去があるということだが、その退去者の中で上瀬分譲地を購入される方はおられるのか。

答、既契約については5件と聞いている。年内に4件ぐらいは移られるという予想をしている。

税務住民課関連では、

問、税務総務費の委託料170万円。これは評価替えに使うということだが、固定資産税は下がるのではないか。下がった分は国などから補填はあるのか。

答、現状の土地について評価するということで、それに対して補填はない。実質、固定資産税収入は減になる。

建設課関連では、

問、除雪車の件。一般的にリース車両にほぼ保険を掛けて貸す。決算書に施設修繕が出ていたが、保険から出ないのか。

答、保険は掛かっている。免責10万円。10万円以下の分については町の負担になる。マンホールや外壁の角が欠けたなど、余り10万円を超すものがない。何百万円するようなものもなく、余り保険を使う機会がない。

産業課関連では、

問、梅振興推進事業の4,000万円。総務課説明時に歳入の一般寄附金で梅生産組合から2,000万円の寄附金を財源に充てるとのことだったが、どういうことか。

答、三方の梅生産部会から、総会で梅産業の人材育成に使ってほしいということで可決されたということであった。

福祉課関連では、

問、明倫保育所改修事業の施設整備、備品購入費の業務用冷凍冷蔵庫、消毒殺菌庫業務用とのことであるが、以前、食肉処理加工施設でも見積もりをとったが、相当高額であったので再度見積もりをしたら安価になった。同じ業者の品物なので、再度見積もり

徴取するように。

答、はい、精査し意見を参考に対応する。

問、保育所の件。明倫福祉会と西田福祉会がある。将来の人口推移を見て、一つの福祉会の中で西田・明倫という検討はしなかったのか。

答、明倫保育所法人の設立準備委員会の前に、準備委員会があった。その中で梅の里保育園の分園ということも模索されていたが、お互いにそれぞれ頑張っってやっっていこうということになり、現在の形となっている。

問、例えば、中央・気山と民間にするといった場合、その都度、町でハード事業整備を行っ引き渡しするといった手法であるのか。

答、明倫保育所については、梅の里保育所と同じように改修し引き渡しをする手法をとっている。今後、ほかの地域で地元が立ち上がるということになると、梅の里、明倫保育所と同じ例に従った手法になると考えている。

教育関連では、

問、岬小学校の休校イベントの件。閉校イベントは聞くが、休校イベントは聞いたことがない。検討して、このイベントを実施することになったと思うが、決めたときはどのような感じであったのか。

答、県内でも休校したときに、学校に感謝したい、お別れをしたいとのことで実施される場合がたくさんある。今回の岬小学校については、これまで十数回話をしていく中で地域づくり協議会、保護者の方から学校に感謝をしたいという意見があり、そうであれば支援していきたいということで補助をする。

以上、審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって、議案第52号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」は可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」ですが、繰越金を財源に基金積立7,131万1,000円を増額補正するものです。

次に、議案第54号「平成27年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」ですが、後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料還付金などに11万6,000円を増額補正するものです。

次に、議案第55号「平成27年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」ですが、繰越金を財源に基金積立として2,030万4,000円を増額補正するものです。

次に、議案第56号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」ですが、介護保険事業、平成26年度事業の精算による国及び県などへの返還金、繰越金

を財源に基金積立、介護保険サービス事業、介護予防プラン作成委託、前年度繰越金を財源に、基金積立等に合わせて6,865万7,000円を増額補正するものです。

次に、議案第57号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」では、前年度繰越金を財源に、基金積立2,031万5,000円を増額補正するものです。

次に、議案第58号「平成27年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」では、前年度繰越金を財源に基金積立12万1,000円を増額補正するものです。

次に、議案第59号「平成27年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」では、929万4,000円を増額補正するものです。農業集落排水施設管理費、前年度繰越金を財源に、基金積立金として増額補正するものです。

次に、議案第60号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」ですが、公共下水道施設管理費、前年度繰越金を財源に、基金積立1,378万8,000円を増額補正するものです。

次に、議案第61号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」ですが、町営住宅管理事業として184万5,000円を増額補正するものです。

次に、議案第62号「平成27年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」ですが、1,331万3,000円を増額補正するものです。

次に、議案第63号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第1号）」では、増額補正し基本的支出において、病院改修工事に係る経費2,542万2,000円を、財源は国からの補助金364万5,000円と、不足する額2,177万7,000円は過年度分損益勘定留保資金を充当するものです。

以上、議案第53号から議案第62号までの特別会計補正予算の10議案及び議案第63号の企業会計補正予算を審査した結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の補正予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（清水利一君）

以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第47号「若狭町梅育の推進に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第47号「若狭町梅育の推進に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第47号「若狭町梅育の推進に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第48号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第48号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第49号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第49号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業実施計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第50号「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業実施計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第50号「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業実施計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

委員長の報告は、原案可決でありますので、原案に反対者の発言を許します。15番、小林和弘君。

○15番(小林和弘君)

ただいま議題となりました議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策

定について」は、原案に反対を唱えさせていただきます。

その理由といたしまして、私は海山のゲートボール場の改修には反対するものではありません。その改修のついでに、ついでに400万円もの予算を投入して、入り口テラスにコケを植えることに反対であります。県下一という財政状況の悪化を抱えながら、不急不要の事業を手がけるべきではないからであります。若狭町では、住民の安心・安全を進める事業に重点を置くべきで、今現在、各地で被害をもたらしている自然災害、あるいは原子力災害避難対策はもちろん、現有施設、特にライフラインの維持管理に真剣に取り組むべきでしょう。事業の選択は何のために行うのか、そのためにはどの場所が最適なのか、それがどれだけ町民にとってメリットがあるかなど精査して決定すべきであります。コケの植栽については、場所の設定に全く理解ができません。事業を行うときには、他人のお金ではなく、自分の金を投入してやるんだという考えでやっていただきたい。少しでも良い財政状況を次世代に引き継ぐことが私たちの努めであると真に思うからであります。

このような理由で、ゲートボール場の改修がコケの植栽を含むのであれば賛成できず、したがって議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、反対をいたします。

以上。

○議長（清水利一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水利一君）

起立多数です。したがって、議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第52号「平成27年度若狭町一般会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第52号「平成27年度若狭町一般会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第53号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第53号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「平成27年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第54号「平成27年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第54号「平成27年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「平成27年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第55号「平成27年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第55号「平成27年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第56号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第56号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第57号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第57号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「平成27年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第58号「平成27年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第58号「平成27年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号「平成27年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第59号「平成27年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第59号「平成27年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第60号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第60号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第61号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第61号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号「平成27年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第62号「平成27年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第62号「平成27年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第63号「平成27年度若狭町

国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第63号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「町道路線の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第64号「町道路線の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第64号「町道路線の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第6号「TPP交渉に関する請願」の討論を行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。

7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

請願第6号「TPP交渉に関する請願」について、採択に賛成の討論を行います。

本請願は、TPP交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退することを求め、その意見書を国に提出することを求めています。安倍政権はTPP交渉のテーブルに参加する際、衆議院及び参議院の農林水産委員会でコメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物といった重要5品目について、除外ないし再協議の対象とするという決議を行いました。

政府文書によりますと、除外とは、関税を撤廃も削減もしないこと、再協議とは、交渉せず次の交渉に委ねることを意味します。しかし、現段階で、5品目は全てTPP交渉のテーブルに乗っています。コメ、乳製品、甘味資源作物については、輸入枠の拡大

が、そして麦、牛肉・豚肉については関税の引き下げが調整されております。国会決議が守れない結果となることは明らかです。

T P P が取り沙汰されて6年になります。日本共産党は一貫してT P P に反対してきました。去る7月末、安倍首相が最後の閣僚会合にしたいと意気込んだT P P 閣僚会合がハワイにおいて行われました。安倍政権はアメリカに追随し、T P P 合意の先鋒役を務めましたが、関係国の合意はなりません。合意できなかった根底には、T P P は多国籍企業の利益のためのものであり、各国国民の利益に反するという事実があります。T P P は漂流しつつあると言われております。もはや、政府は国会決議に従って、T P P 交渉からの撤退を決断すべきです。よって、本請願は採択すべきものと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（清水利一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、請願第6号「T P P 交渉に関する請願」を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。請願第6号「T P P 交渉に関する請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清水利一君）

起立少数です。したがって、請願第6号「T P P 交渉に関する請願」は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」は、採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午後12時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（清水利一君）

再開します。

お諮りします。ただいま、総務産業建設常任委員長、島津秀樹君から発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」についてが提出されました。

この件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、発委第4号を日程に追加し、追加日程第1として、議題にすることに決定しました。

～追加日程第1 発委第4号～

○議長（清水利一君）

追加日程第1、発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を議題とします。

意見書（案）については、お手元に配付のとおりです。

本案について提出者から趣旨説明を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、島津秀樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、趣旨の説明をさせていただきます。

発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提案の趣旨説明を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。新たなニーズへの対応や、充実した公共サービスを担う優秀な人材育成を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政を中心に歳出削減に向けた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財政面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではありません。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、お手元の案のとおり意見書を政府ほか関係機関に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（清水利一君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、発委第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第 2 4 発委第 3 号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第 2 4、発委第 3 号「若狭町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員長、福谷 洋君。

○議会運営委員長（福谷 洋君）

発委第 3 号「若狭町議会会議規則の一部改正について」の趣旨説明を申し上げます。

議会における欠席届け出の取り扱いに関して、社会情勢等を勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定したいので、この案の提出をさせていただくものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案趣旨の御理解を賜り、決議のほどよろしくお願ひ申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。終わります。

○議長（清水利一君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第 3 号「若狭町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、発委第 3 号「若狭町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第 2 5 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長（清水利一君）

次に、日程第25「委員会の閉会中の継続審査について」を議題とします。

総務産業建設常任委員長から委員会において審査中の請願について、若狭町会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～日程第26 議員の派遣について～

○議長(清水利一君)

次に、日程第26「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成27年第4回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、9月4日開会以来、本日まで22日間にわたり、提案されました平成26年度一般会計ほか各会計決算の認定をはじめ、条例の制定、一部改正並びに平成27年度補正予算など、重要議案につきまして終始熱心に、また慎重な御審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

本会期中に開催された「若祭」につきましては、好天に恵まれ、多くのお客様をお迎えすることができました。今後も、議員各位におかれましては、それぞれの行事に御参加賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、健康管理に十分御留意を賜り、住民福祉向上のため、なお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げまして閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月の4日の開会以来、本日まで22日間にわたり開催をさせていただきました。その間、平成26年度決算などに基づく報告が3件、平成26年度決算の認定が2件、条例に関する案件、事業計画策定に関する案件が5件、平成27年度補正予算に関する案件が12件、町道路線に関する案件が1件と合計23件の多くの重要な案件の御審議を賜りました。

その間、議員の皆さんには、提案させていただきました議案に対しまして、本会議並びに各常任委員会におきまして熱心に御審議をいただき、それぞれに適切な御決定を賜り、まことに厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、先ほども議長からございましたように、今月22日に若狭町祭り「若祭」を開催をさせていただきました。爽やかな秋晴れのもとで、縄文ロマンパークと今年3月にオープンをいたしました道の駅「三方五湖」を会場に、町内外より推定でいきますと4万人というお話を聞いておりますが、多くの皆さんに御来場を賜りました。それぞれ若狭町の文化、あるいは自然、豊かな食を堪能いただいております。

なお、来月の4日でございますが、熊川のいっぷく時代村が開催をされます。熊川といっぷく時代村実行委員会が主体となりまして、日本遺産に認定されました鯖街道熊川宿を中心に、おもてなしの心をもってお迎えし、楽しく交流を図り、さらには熊川宿の自然と町並みを活かしながら、誘客を促進することを目的にいたしております。ぜひ、たくさんの方の皆さんの御参加を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますけれども、彼岸に入り、朝夕めっきり冷え込んでまいりました。議員各位におかれましては、健康に十分に御留意いただき、さらなる町政発展のため、ますます御活躍を賜りますよう御祈念を申し上げまして、閉会にあたりましてのお礼の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

（午後 1時14分 散会）

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員